

4. 輸送の安全に関する取組計画

会議・報告

- ① 輸送管理部会議(安全統括管理者・運行管理者・補助者・整備管理者・乗務員)を月に一度開催し事故原因、故障原因、車両の予防整備状況、イレギュラー運行等を検証し、運行管理者・整備管理者・乗務員教育に役立て、輸送の安全性向上に努めます。日程の都合で同会議に参加できない者に関しては、議事録にて後日報告します。
- ② 安全衛生会議(安全衛生委員長・安全管理者・衛生管理者・実施管理者)を月に一度行い、運行上の危険箇所、事業場内の危険要因の洗出しに対して対策と改善を図ります。
- ③ 事故・クレーム・車輛故障については、発生担当の拠点長又は運行管理者より社内グループウェアにおいて社長・副社長・取締役・各拠点長(タクシー部門含む)と下津井電鉄バス事業部に即時送信し情報の共有を図り、グループ一丸となって輸送の安全性向上に努めます。
- ④ 月次報告役員会議(社長・副社長・安全統括管理者(専務)・取締役・各拠点長)において、重大な事故・クレーム・故障の検証報告を行い、輸送の安全性向上に努めます。
- ⑤ 輸送の安全に関する内部監査を最低年一回以上実施します。

運行管理者

- ⑥ 運行管理者は、法令で定められた以上の運行管理者数を確保し、運行管理者及び補助者研修を3か月毎に実施し、点呼時の対応・関係法令・乗務員の指導方法等を検討します。
- ⑦ 出発日7日前に運行指示書の走行距離・拘束時間・運転時間・連続運転等の確認を行い、運行指示書を適確に作成し、必要に応じて二人乗務、交替運転者の配置を行います。
- ⑧ 当日の運行状況をバス動態管理システムで行程管理を行い、必要に応じて交替運転者を配置します。
- ⑨ 疲労・過労等を十分考慮した休息期間をとり配車割りを作成します。
- ⑩ 事前に勤務予定表を作成し効率の良い乗務割で労務管理を行います。
- ⑪ モバイルアルコールチェッカーによるチェックと1年間記録の完全保存の実施とともに、飲酒に関する知識の徹底と違法薬物の意識啓発を行います。
- ⑫ 携帯電話、スマートフォン等の適切な運用と管理を行います。
- ⑬ 運行管理者は、営業部門担当者と勉強会を行ない輸送の安全性向上に努めます。
- ⑭ 乗務員が休憩又は睡眠のために利用できる施設を適切に管理します。

乗務員教育

- ⑮ 輸送管理部において乗務員に対する安全教育の実施。
年に4回(四半期毎)、班別会議、社内事故防止対策会議、ドライブレコーダーデータによるヒヤリハット、デジタルタコグラフの統計データを活用した安全教育を実施する。
- ⑯ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の11項目を月別安全目標に掲げて徹底するとともに、年間四半期毎の班別会議で指導する。
- ⑰ 事故惹起者・事故多発者は、特別な指導内容(指導監督指針で定められた7項目)を徹底し、事故の原因・要因、防止対策等を旅客サービス課長又は所属長と検証する。また外部機関においてカウンセリング付適性診断を受講させ事故防止に努める。
- ⑱ 初任運転者に対し特別な指導の内容(指導監督指針で定められた7項目)以上の指導を行うと共に、緊急時の対応等の教育を徹底する。
- ⑲ 高齢者に対して適齢適性診断を2年に一度受診させ、結果が判明した1ヶ月以内に結果を踏まえ運転目標を設定させて指導を行う。
- ⑳ 雪道走行、チェーン脱着訓練を新人運転者中心に年一回以上実施する。
- ㉑ エコドライブ講習を年に半数以上の乗務員に実施する。
- ㉒ 救命救急講習と消火器取扱訓練を消防署に依頼し毎年半数以上の乗務員に実施し、2年に一度は参加させる。
- ㉓ 班別に全事故(損傷事故含む)抑止目標を設定し事故削減を目指す。
- ㉔ 運転者全員、無事故・無違反チャレンジ200日へ参加。

セミナー・研修会

- ㉕ バス協会が実施する事故防止委員会等積極的に参加する。
- ㉖ 自動車事故対策機構が実施する講習会及び運行管理者一般講習に参加する。
- ㉗ バス協会が主催する、交通安全研修所(クレフィール湖東)に4人から5人、人選して参加させる。
- ㉘ 国交省が主催する、交通安全セミナーへ参加する。
- ㉙ 労働基準協会が主催する講習会へ積極的に参加する。

30 運転者一般適性診断を3年に1度、適齢診断を2年に一度受診させ個別指導を実施する。

健康管理

31 定期健康診断を年2回、SASスクリーニング検査の基準を設け最低3年に1回、脳MRA・MRIの基準を設け、診断結果を基にフォローを徹底し健康起因事故の予防に努める。

32 月に80時間以上の時間外労働・休日労働を行った者に対して、産業医への面接指導を実施します。

33 点呼時は検温、問診を行い体調管理を実施します。